

軽米町告示第57号

軽米町営建設工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の一部を次のように改正する。

令和5年7月11日

軽米町長 山本賢一

改正前	改正後
<p>(最低制限価格の算出方法等) 第3条 (略)</p> <p>(1) 設計額の直接工事費の額に<u>10分の9.5</u>を乗じて得た額、共通仮設費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額、現場管理費の額に<u>10分の7</u>を乗じて得た額及び一般管理費等の額に<u>10分の3</u>を乗じて得た額の合計額に基づき、<u>町営建設工事競争入札審議会で別に定める設定率</u>を乗じて得た額を基準として町長が請負契約ごとに設計額の<u>10分の7</u> から<u>10分の9</u>の範囲内で定めた額とする。</p> <p>(2) 工事の性質上、前号の規定により算出し難いものについては、請負契約ごとに設計額の<u>10分の7</u> から<u>10分の9</u> の範囲内で定める額とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(最低制限価格の算出方法等) 第3条 (略)</p> <p>(1) 設計額の直接工事費の額に<u>10分の9.7</u>を乗じて得た額、共通仮設費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額、現場管理費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額及び一般管理費等の額に<u>10分の6.8</u>を乗じて得た額の合計額を基に、<u>町長が請負契約ごとに設計額の10分の7.5から10分の9.2</u>の範囲内で定めた額とする。</p> <p>(2) 工事の性質上、前号の規定により算出し難いものについては、請負契約ごとに設計額の<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>の範囲内で定める割合を設計額に乗じて得た額とする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。
- 2 この要綱の施行日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、なお従前の例による。